

## 熊野第一小学校PTA会則

### 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、熊野第一小学校PTAと称し、事務所を熊野第一小学校に置く。

### 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と学校職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

### 第3章 事業

第3条 この会の目的達成のため、下記の事業を行う。

- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
- 3 教育環境及び教育施設の整備と改善を行う。
- 4 会員の研修。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 第4章 会員

第4条 この会の会員になることのできるのは、次のとおりである。

- 2 熊野第一小学校に在籍する児童の保護者
- 3 熊野第一小学校の学校職員

### 第5章 役員

第5条 この会に下記の役員をおく。

- 2 会長 1名
- 3 副会長 若干名（内、学校職員1名）
- 4 会計監査 2名
- 5 常任委員 若干名（各専門部長・副部長、学年委員長及び学校職員各学年代表）
- 6 学年委員 人数は20人以内とし、選出方法については、運営委員会により別に定める。
- 7 幹事 若干名（保護者若干名、学校職員1名以上）
- 8 会計 2名（保護者 1名、学校職員1名）

### 第6条 役員を選出方法

- 2 会長・副会長・会計監査は、運営委員会において会員中から選出する。
- 3 常任委員は、本会則で定めるもののほか、各規程により定めるものとする。
- 4 幹事及び会計は、会長が会員中より委嘱する。
- 5 会計監査は、会長、副会長、常任委員、幹事、会計を兼ねることは出来ない。
- 6 役員となる学校職員は、校長が任命する。
- 7 児童の保護者が本校の教職員又はその配偶者である場合、当該教職員及びその配偶者は保護者側の役員になれない。
- 8 子供会の会長、副会長は、役員を辞退することができる。

### 第7条 役員の任期

- 2 役員の任期は、通常総会から次年度の総会までとし、再選も可とする。
- 3 役員に2期連続して選任された場合は、次年度の1期間は役員を辞退することができる。

- 4 会長は、4期連続して就任することはできない。
- 5 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第8条 役員の仕事

- 2 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する。
- 4 会計監査人は、その会計を監査し、総会でその結果を報告する。
- 5 常任委員は、会長、副会長、幹事、会計と共に運営委員会を構成し、本会の業務を企画し、事業を執行する。
- 6 学年委員は、各専門部会に属し活動する。
- 7 幹事は、会長の指示を受け、庶務に関する事務を執行する。
- 8 会計は、会長の指示を受け、会計に関する事務を執行する。

#### 第9条 この会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

#### 第10条 この会に下記の専門部を設ける。

専門部会に関する規程は、別に定める。

環境整備部会 生活指導部会 教養部会 広報部会 PTC部会

#### 第6章 会議

##### 第11条 この会に下記の会議を設ける。

総会（通常総会 臨時総会） 運営委員会

##### 第12条 通常総会は、原則として4月に会長がこれを招集する。臨時に総会の必要を生じたときは、運営委員会の承認を得て会長が臨時総会を招集する。会員の1/3以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。総会の構成員及び議決権は、1世帯1個とする。

##### 第13条 総会は、下記の事項を決議する。

- 2 予算、決算の承認
- 3 事業計画の承認
- 4 この会の会則決定又は変更
- 5 役員承認
- 6 その他、特に重要な事項を決定する。

##### 第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、常任委員、幹事、会計をもって組織し、この会の運営について企画し、これを執行する。但し、必要に応じて各子供会の会長を参加させることができる。運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。運営委員の1/3以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

##### 第15条 運営委員会は、次の事項を決議する。

- 2 総会提出議案
- 3 役員に欠員があるときその補充決定
- 4 その他重要な事項

##### 第16条 各会議は、構成員の1/2以上の出席をもって成立するものとし、議決は、

出席者の1／2以上の賛成を得なければならない。賛否同数の場合は、会長がこれを決定する。

## 第7章 会計

### 第17条 この会の経費

- 2 この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 3 会費は、総会の承認を得て決定する。
- 4 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第8章 その他

第18条 この会の運営につき必要な規程等は、運営委員会により別に定める。

### 附 則

本会則は、総会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。